

# 答 申

諮問第20号

## 第1 審議会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成26年11月25日付け学人第420号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした特記事項部分は開示すべきである。

## 第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

### 1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年11月14日付けで「平成27年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査第一次検査における面接検査における私の情報」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

### 2 本件処分

実施機関は、開示請求対象中、面接委員の氏名及び特記事項を条例第18条第6号（事務事業情報）及び同条第7号（評価等情報）の非開示情報に該当するとして本件処分を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年12月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、特記事項を非開示部分とした決定を取り消すことを求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件において開示されたものでは、どのような根拠のうえに評価及び合否判定がなされたのかを知ることができない。
- (2) 特記事項を開示し評価内容を公にすることは、受検者への情報提供となり望ましいことである。
- (3) 実施機関の面接検査における評価は公の行為と考えられるため、その行為は開示して然るべきものである。
- (4) 特記事項について、条例第18条第6号（事務事業情報）に該当し、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示部分としているが、どのような支障が生じるのか具体的な説明がない。
- (5) 特記事項について、条例第18条第7号（評価等情報）に該当し、開示することにより、個人の評価等又は将来同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるため非開示部分としているが、公正な試験事務を行っている以上、このような支障が生じるとは考えにくい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報部分開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

##### 1 開示請求対象について

実施機関は開示請求対象を、「平成27年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査第一次検査における面接検査のあなたの情報」と特定した。このことについて、具体的には判定票と得点表と特定し、これらの詳細は以下のとおりである。

##### (1) 判定票について

判定票とは、面接検査を行った複数の面接委員が各1件ずつ作成したものであり、その内容は、面接検査に係る会場名、

検査室番号、面接委員氏名、受検番号、特記事項、評定合計が記載されたものである。特記事項は、面接委員が受検者に対する評価に係る意見を文言で記載したものであり、評定合計は、面接委員が検査の得点を数字で記載したものである。

## (2) 得点表について

得点表とは、面接得点等が記載されたものである。その内容は、受検番号、受検した校種・教科の別、受検者氏名、各面接委員の得点、その合計点である面接得点、面接得点を段階評価した面接評定、面接順位、不合格者に対して行う簡易開示の際に開示する開示判定が記載されたものである。

## 2 本件処分について

実施機関は、判定票の内、特記事項については以下の理由から、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第18条第6号（事務事業情報）に該当、及び、個人の評価等又は将来同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるため同条第7号（評価等情報）に該当すると判断し部分開示決定を行った。

(1) 開示することにより、面接検査における教員としてふさわしい資質と能力を備えているかという評価の観点が生じ、当該観点を意識した対策を受検者が行うことによって、面接本来の目的である的確な人物把握が困難になること。

(2) 開示することにより、面接委員が受検者に対するありのままの率直な意見を記載することに躊躇する等の抑止力が働き、面接委員の意見が抽象的及び形式的なものとなり、本来得るべき的確な人物把握が困難になること。

## 第5 審議会の判断

条例は、保有個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を目的としており、第18条において、開示請求に係る保有個人情報は同条各号に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き開示しなければならないとある。このこ

とから、当審議会は、条例第18条各号にある非開示情報を検分のうえ本件処分の当否について審議した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関が第4の2(1)で主張する非開示該当理由について、本件面接検査事務において、面接委員は、教員としてふさわしい資質と能力を備えているかという観点に沿って受検者の評価を行うものであるが、特記事項は当該観点自体を必ずしも記載するものではないことを確認した。よって、当該観点と特記事項には直接的な関係はなく、特記事項が開示されたからといって、直ちに当該観点が公になるとは認め難い。

また仮に、特記事項から教員としてふさわしい資質と能力を備えているかという観点が了知され得た場合、受検者が当該観点を意識した対策を行うことが考えられるが、面接検査において当該観点を意識した対策をしている受検者の的確な人物把握をすることは面接委員に当然に求められる資質であると考えらる。

(2) 実施機関が第4の2(2)で主張する非開示該当理由について、面接検査は複数の面接委員が各判定票を作成し、その判定票には、面接委員の氏名が記載され、特記事項に面接委員の意見が記載される。ここで、面接委員の氏名を非開示部分とすれば、特記事項に記載された意見は複数の面接委員の内、どの面接委員が記載したかまでは分からない。このことを踏まえると、面接委員の氏名を非開示部分とすれば、面接委員が特記事項に意見を記載する際に抑止力が働くとは考え難く、当該意見が抽象的及び形式的なものとなり、本来得べき的確な人物の把握が困難になるとは認められない。

また、審議会において、本件面接検査の合否判断は基本的に面接得点の高低で決し、特記事項は面接得点の妥当性を担保する役割に留まることを確認した。よって、もし仮に、特

記事項にある面接委員の意見が相当程度抽象的及び形式的になったとしても、面接検査の合否判断を著しく阻害することは考え難い。

- (3) このことから、実施機関が主張する、特記事項を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、及び、個人の評価等又は将来同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず、条例第18条第6号及び同条第7号には該当しない。よって、非開示とした特記事項部分は開示すべきと判断する。

## 2 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月25日	○諮問（実施機関）
平成27年 1月28日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年 3月 3日	○異議申立人から意見書を受理
平成27年 4月17日	○審議
平成27年 5月12日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成27年 6月23日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成27年 7月14日	○審議

平成 27 年 8 月 20 日

○ 審 議